

## 第6期第31回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月) 午後2時00分から午後2時31分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	△
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	△	24番	青木 茂美	△
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	○			

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第8 議案第4号 農地移動適正化あっせんにに関する件
- 第9 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助  
 穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

### 7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席委員は、14番・森山幸治委員、23番・梅藤 勝委員、24番・青木茂美委員の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第31回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、17番・伊藤正人委員と18番・貞廣賢治委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは両名に決定いたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告2件、議案5件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。議案書2ページをお開き願います。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。4件・11筆・105,950.35㎡となっています。

1番は、借主である●●さんが、ご主人の●●さんに経営移譲される関係で、現在組んでいる使用貸借契約を解約するものです。こちらの農地につきましては、新たに使用貸借契約を結ぶこととなりますので、後ほど議案第1号でお諮りいたします。

2番、3番は借主である●●さんが、息子さんの●●さんに経営移譲する関係で、現在組んでいる貸借契約を解除するものです。

こちらの農地につきましては、息子さんと利用権設定することとなりますので、後ほど議案第3号にてお諮りいたします。

4番は、後の議案第3号でお諮りしますが、●●さんと●●さんの間で新たに貸借を結ぶこととなり、一括して再契約するため、一度解約をするものです。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。  
続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。  
1月につきましては、議案に記載のとおり、1月12日に川西地区委員会、川東地区委員会を開催しております。  
川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。また、あっせんの申出2件について審議した結果、1件について申出内容・譲受候補者等適当と判定し、1件について農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。  
川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定4件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出3件について審議した結果、1件について申出内容・譲受候補者等適当と判定し、2件について農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。  
なお、それぞれあっせんの申し出内容については4ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。  
以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。  
報告第2号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。  
続いて、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主任 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書6ページをお開き願います。  
1番につきましては、譲渡人の希望により、地域の担い手である●●さんへ売買されるものです。  
2番、3番につきましては、報告第1号でご説明いたしました経営移譲の関係で、それぞれの息子さんに所有農地を使用貸借するものです。  
4番につきましては、譲渡人の希望により、地域の担い手である●●さんへ賃貸されるものです。  
5番、6番につきましては、●●さん、●●さんがそれぞれ所有する農地を交換により名義変更するものです。  
交換につきましては、お互いが所有する土地の時価の差額が20%以内であれば譲渡所得税の対象とならないという特例がございます。地域の農業者さんで交換を希望される方がいらっしゃいましたら事務局までご連絡をお願いします。  
7番につきましては、●●さんが交換で取得した農地を、経営移譲年金を継続して受給するため、経営主である●●さんに使用貸借するものです。

主	事	<p>8番につきましては、使用貸借権を設定し耕作しておりますが、期間満了を迎えるため同様の内容により更新の申請があったものです。</p> <p>9番につきましては、当該地をこれまで、むかわ町との賃貸借契約により耕作しておりましたが、今回譲受人の要望により、売買に至ったものです。</p> <p>以上、9件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>8ページから25ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 1	番	<p>1番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>●●さんが●●さんに農地を売買する案件ですが、取得後は大豆等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。</p> <p>続きまして、2番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>●●さんが、息子の●●さんに経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後はトマト・レタス等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
1 6	番	<p>3番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>●●さんが、息子の●●さんに経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後は水稲・ほうれん草等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
1 9	番	<p>4番について報告します。</p> <p>隣接地は●●さんが耕作する牧草などを作付けしておりまして、今後一体的に管理していくとのことです。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
3	番	<p>5番、6番、7番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>5番、6番は●●さんと●●さんが、お互いの所有する農地を交換する案件であり、7番は●●さんが交換により取得した農地を、息子さんである●●さんに使用貸借する案件であります。取得後は、●●さんは牧草等、●●さんはブロッコリー等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
4	番	<p>8番について現地を確認してきましたので、報告します。</p>

4 番 ●●さんの、使用貸借の期間満了に伴う更新案件ですが、これまでと同様に  
 水稻等の作付けを行う契約となっております。これまでの耕作状況から適正に  
 耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

1 番 9番について現地を確認してきましたので、報告します。  
 隣接地は●●さんが所有する田であり、一体化して、南瓜等を作付けして管  
 理していくとのことです。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、  
 周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
 説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありません  
 か。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。  
 続いて、日程第6 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に関する  
 件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 任 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件について、ご説  
 明を申し上げます。議案書27ページになります。  
 本件につきましては、令和2年2月総会においてご審議ご決定いただきました  
 営農型太陽光発電事業について、追加工事を行うための5条案件でございます。  
 追加工事の内容といたしましては、北海道電力の指導により、太陽光パネル  
 を設置している区画を明示することとなったため、支柱を打ち込み、ロープを  
 這わせるものです。今回の案件につきましては、この支柱46本、計0.37  
 ㎡分を転用するものとなります。  
 申請地の農地区分につきましては、第1種農地であり、第1種農地の転用は  
 原則不許可ですが、一時転用は例外許可事由として認められます。また、北海  
 道農業会議への意見聴取については必要な案件となっております。  
 28ページから30ページまで、現況地目図・配置図、調査表を添付してお  
 りますので、ご確認お願いいたします。  
 以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定  
 くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに  
 補足説明をお願いします。

22 番 現地を確認してきましたので報告いたします。  
 転用内容については、事務局の説明があったとおりで、設置場所からも周辺

2 2 番 に与える影響はないものと考えられ、総合的に特に問題ないと判断します。  
また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断しますが、毎年の農地パトロールにおいて、確認をしていく必要があると考えています。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第7 議案第3号「業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。  
事務局より、議案の説明をお願いします。

主 任 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書32ページから、利用権設定5件です。  
1番から3番は、それぞれ設定人の経営規模縮小により利用権を設定するものです。  
4番、5番は、●●さんの経営移譲に伴う利用権の組み換え設定となります。  
以上、利用権設定5件9筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。  
図面につきましては34ページから38ページに添付しておりますので、ご確認願います。  
以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第8 議案第4号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議

議 主	長 事	<p>題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第4号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。議案書40ページをお開き願います。</p> <p>以上、2件の実施について、41ページ、42ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 主	長 任	<p>ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第8 議案第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書44ページをお開き願います。</p> <p>本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。</p> <p>なお、45ページから50ページまで、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

議

長

ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、2月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。